

措置状況総括表

平成28年5月13日公表分

平成25年度監査テーマ：徳島県企業局に関する事務の執行全般について

指摘・意見の数 指摘20(うち措置済み19, 検討中1, 未措置0) 意見40(うち措置済み40, 検討中0, 未措置0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため、上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

事業・担当課等	措置状況	指 摘			意 見				
		措置済み	検討中	未措置	措置済み	検討中	未措置		
I 電気事業		8	8	0	0	13	13	0	0
	経営企画戦略課	5	5	0	0	9	9	0	0
	電力課	1	1	0	0	2	2	0	0
	工務課	1	1	0	0	1	1	0	0
	総合管理事務所	1	1	0	0	1	1	0	0
II 工業用水道事業		8	7	1	0	11	11	0	0
	経営企画戦略課	3	2	1	0	7	7	0	0
	電力課	1	1	0	0	1	1	0	0
	工務課	3	3	0	0	2	2	0	0
	総合管理事務所	1	1	0	0	1	1	0	0
III 土地造成事業		2	2	0	0	6	6	0	0
	経営企画戦略課	1	1	0	0	6	6	0	0
	工務課	1	1	0	0	0	0	0	0
IV 駐車場事業		2	2	0	0	5	5	0	0
	経営企画戦略課	2	2	0	0	5	5	0	0
V 各事業に共通する問題		7	7	0	0	13	13	0	0
	経営企画戦略課	4	4	0	0	8	8	0	0
	電力課	1	1	0	0	3	3	0	0
	工務課	2	2	0	0	2	2	0	0
合計(※)		27	26	1	0	48	48	0	0
構成比		100%	96.3%	3.7%	0%	100%	100.0%	0.0%	0%

(参考)

平成27年9月30日公表分

指摘・意見の数 指摘20(うち措置済み19, 検討中1, 未措置0) 意見40(うち措置済み35, 検討中5, 未措置0)

平成26年9月19日公表分

指摘・意見の数 指摘20(うち措置済み18, 検討中2, 未措置0) 意見40(うち措置済み26, 検討中14, 未措置0)

措置状況一覧表

平成25年度監査テーマ：徳島県企業局に関する事務の執行全般について

I 電気事業

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
9-10	1 人件費の配分	人件費については、事業ごとに合理的に区分した配分がなされるべきである。たとえば、複数の事業の事務を処理している職員については、執務時間に応じて配分する等の処理を行うべきである。(意見)	御意見のとおり、人件費の現負担割合が、業務従事状況の実態に応じているかどうか再確認し、適正な配分について確認を行った。 平成28年度予算においては、客観的なデータとして、過去の人員配置をベースに、事業量の増減、営業形態、経営計画等を勘案して人員配分を行い、人件費予算を計上した。今後とも、適正な配賦基準に基づき、事業毎に合理的な配分を行う。 (企業局経営企画戦略課)	措置済み
			<参考：平成26年9月19日公表分> 複数の事業にまたがる事務に係る人件費については、合理的な配賦基準に基づいて各事業に配賦する方法について検討中である。 (企業局経営企画戦略課)	検討中
10-13	2 退職給与引当金	平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、退職給付引当金(現行の上記「退職給与引当金」と同じ)についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。新地方公営企業会計基準を忠実に遵守すれば、上記のような問題の大部分は改善されることになるものの、一部の問題についてはそうとも言い切れない。 企業局においては、現在の会計処理に上記のような問題があることを認識し、新地方公営企業会計基準のみではカバーできない問題について適切に対処し、適正な退職給付引当金を計上するべきである。 また、四国電力との売電価格改定時には適正な退職給与金を前提とした改定がなされるよう交渉すべきである。(意見)	平成28年度予算においても、新会計基準に沿った退職給付引当金を計上した。 (企業局経営企画戦略課)	(その後の取組)
			<参考：平成26年9月19日公表分> 平成26年4月1日より新会計基準に沿った金額を計上した。このことにより、従前は事業によって異なっていた計上基準は同一の基準となった。 また、平成26・27年度の売電料金における退職給付引当金については、新地方公営企業会計基準に則った適正な額を織り込んでいる。 なお、知事部局との人事交流に係る退職金支給負担額に関しては、平成26年1月7日に総務省から示された「公営企業会計に過去に所属した職員及び現在所属している職員について、期間按分を行うのが原則であるが、システム対応等の準備が整わない期間については、人員構成等に大きな違いが	措置済み

			<p>ない場合は、合理的な見積もりとして、各職員についての期末要支給額の合計額として、現在所属している職員の、一般会計負担分を控除する前の期末要支給額を採用することも可能である」との見解に基づき、現在企業局に所属している職員の期末要支給額全額を企業局負担分として算定している。 (企業局経営企画戦略課)</p>	
13-14	3 修繕引当金	<p>平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、修繕引当金及び特別修繕引当金(現行では「修繕準備引当金」として総称されている)についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。 新地方公営企業会計基準を遵守すれば上記の問題はおのずと解決されるものであるところ、企業局においては現在の会計処理に問題があることを認識し、適正な修繕引当金、特別修繕引当金を計上すべきである。 (意見)</p>	<p>平成28年度予算においても、新会計基準に沿った修繕引当金及び特別修繕引当金を計上した。 (企業局経営企画戦略課)</p> <hr/> <p><参考：平成26年9月19日公表分> 平成26年4月1日より新会計基準に沿った修繕引当金及び特別修繕引当金を計上した。このことにより、従前は事業によって異なっていた計上基準は同一の基準となった。 (企業局経営企画戦略課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>
14-16	4 他会計への貸付金	<p>他会計への貸付金について、地方公営企業では独立採算制が要求されることに鑑み、適正な金利の設定を行うべきである。 また、低利での貸付について、その算出方法、根拠の記載がされていない伺いが見受けられたが、今後はそのようなことがないようにすべきである。(意見)</p>	<p>平成27年度の貸付けについても、貸付金利を預託期間1年の大口定期預金の金利により設定し、伺い時には、利率算定の根拠や算出方法を明記した。 (企業局経営企画戦略課)</p> <hr/> <p><参考：平成26年9月19日公表分> 平成25年度の貸付けについては、貸付金利を預託期間1年の大口定期預金の金利により設定し、伺い時には、利率算定の根拠や算出方法を明記した。 (企業局経営企画戦略課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>
19-22	6 個別契約について ①長安ロダム資料館業務(委託契約)	<p>資料館の業務委託の一者随意契約は速やかに見直すべきである。基本的には競争原理の働く方法による契約とすべきであるが、少なくとも相見積もりをとるなどして契約金額の妥当性を客観的に裏付ける手続は取るべきである。 資料館の件費負担について、那賀町に応分の負担を求めるべきである。 資料館が来館者にとって魅力的なものになるように、展示内容を見直すなど、資料館の有効な利活用を再検討すべきである。(意見)</p>	<p>平成27年度の委託契約については、2者から参考見積もりを徴収するなど、契約金額の妥当性を客観的に裏付けるための方策を検討した。 平成28年度からは、競争原理の働く方法により契約する。 なお、資料館の業務委託方法について平成27年7月に那賀町と協議したところ、資料館業務撤退の意向があり、那賀町との委託契約は平成27年度で終了した。 そのため、資料館に配置する職員1名の件費は、平成28年度から企業局が全額負担することとなる。 また、平成27年度の展示については、広報プロジェクトチームにおいて検討し、国交省長安ロダム改良工事の見学者増を見込み、ダム構造等の啓発パンフレット等の設置、ダム情報を掲載している企業局ホームページやSNSの情報ツールの案内を行った。</p>	<p>(その後の取組)</p>

			<p>さらに、平成28年度には、7月開館の自然エネルギーミュージアム・スマート回廊地域創造事業の開始に伴い入館者増が見込まれるので、那賀川流域の魅力（自然、生活、伝統）を充実させる等、魅力ある展示が維持できるよう、展示物の内容を時勢に合わせ定期的に更新し適時見直しを行っていく。 （企業局経営企画戦略課・総合管理事務所）</p>	
			<p>＜参考：平成27年9月30日公表分＞ 平成27年度の委託契約については、2者から参考見積もりを徴収するなど、契約金額の妥当性を客観的に裏付けるための方策を検討した。 平成28年度からは、競争原理の働く方法により契約する。 なお、資料館の業務委託方法について平成27年7月に那賀町と協議したところ、資料館業務撤退の意向があり、那賀町との委託契約は平成27年度で終了する。 そのため、資料館に配置する職員1名の人件費は、平成28年度から企業局が全額負担することとなる。 また、展示については、広報プロジェクトチームを設置し、来館者増につながる展示内容の改善に向け、展示物の内容を時勢に合わせ定期的に更新する等、今後とも引き続き、魅力ある展示が維持できるよう、適時見直しを行っていく。 （企業局経営企画戦略課・総合管理事務所）</p>	措置済み
			<p>＜参考：平成26年9月19日公表分＞ 平成27年度の委託契約については、複数者から参考見積もりを徴収するなど、契約金額の妥当性を客観的に裏付けるための方策を検討する。 また、人件費負担については、業務内容に応じた負担方法等について平成26年度に那賀町と協議する。 なお、展示については、これまでも適時見直しをしているが、さらに有効な利活用について研究する。 （企業局経営企画戦略課・総合管理事務所）</p>	検討中
22-24	②浄化槽の清掃及び保守点検業務（委託契約）	坂州発電所及び長安口ダム資料館浄化槽清掃保守点検業務は、一者随意契約ではなく、見積合わせ随意契約あるいは入札等の手続によるべきである。もっとも、今後も1者が毎回辞退し続けたり、2者の見積もり金額が適切でなかったりするなど、価格競争を経ていると考えられる状態が続く場合には、那賀町と協議して上記2者以外の事業者も契約できる条件を整えるなどして、見積合わせ随意契約ないしは入札等、価格競争を経た手続による契約締結に向けて具体的に対応す	平成26年度から業務委託可能な全業者を対象として見積合わせを行い、平成27年度は、2者から見積書の提出があり最低価格の1者と随意契約を実施した。このことにより、一者随意契約は回避し、競争性を確保した。今後も、同様の契約では、より競争原理が働くこととなるよう対応していく。 （企業局経営企画戦略課）	（その後の取組）
			<p>＜参考：平成26年9月19日公表分＞ 業務委託可能な全業者を対象として見積合わせを行い、平</p>	措置済み

		べきである。(指摘)	成26年度は、2者から見積書の提出があり最低価格の1者と随意契約を実施した。このことにより、一者随意契約は回避し、競争性を確保した。 (企業局経営企画戦略課)	
24-25	③浄化槽の清掃及び保守点検業務(委託契約)	吉野公舎浄化槽清掃保守点検業務は、一者随意契約ではなく、見積合わせ随意契約あるいは入札等の手続によるべきである。もっとも、今後も1者が毎回辞退し続けたり、2者の見積もり金額が適切でなかったりするなど、価格競争を経ていると考えられる状態が続く場合には、那賀町と協議して上記2者以外の事業者も契約できる条件を整えるなどして、見積合わせ随意契約ないしは入札等、価格競争を経た手続による契約締結に向けて具体的に対応すべきである。(指摘)	平成26年度から業務委託可能な全業者を対象として見積合わせを行い、平成27年度は、2者から見積書の提出があり最低価格の1者と随意契約を実施した。このことにより、一者随意契約は回避し、競争性を確保した。今後も、同様の契約では、より競争原理が働くこととなるよう対応していく。 (企業局経営企画戦略課) ----- <参考：平成26年9月19日公表分> 業務委託可能な全業者を対象として見積合わせを行い、平成26年度は、2者から見積書の提出があり最低価格の1者と随意契約を実施した。このことにより、一者随意契約は回避し、競争性を確保した。 (企業局経営企画戦略課)	(その後の取組) 措置済み
25-26	④産業廃棄物の処分業務(委託契約)	見積合わせ随意契約により契約を締結するにしても、相見積もりを依頼する事業者数が少ないと競争原理が機能しにくくなる上、辞退する事業者が現れた場合には一者随意契約となってしまふ。これでは価格競争原理は機能せず、経済合理性の観点から不適切である。 産業廃棄物の処分業務に関しては、上記問題点を解消するための具体的な方策を講じて、実質的な価格競争を確保し、経済合理性の追求を意識すべきである。 (意見)	産業廃棄物の処分業務にかかる見積依頼業者について、平成24年度は1者であったが、平成25年度から見積依頼業者数の拡大を行って、平成27年度は4者となり、実質的な価格競争の確保を図った。このことにより、一者随意契約を回避し、競争性を確保した。今後も、同様の契約では、より競争原理が働くこととなるよう対応していく。 (企業局経営企画戦略課) ----- <参考：平成26年9月19日公表分> 平成25年度の産業廃棄物の処分業務については、見積依頼業者数の拡大を行って、平成24年度には1者であった見積提出者が4者となり、実質的な価格競争の確保を図った。このことにより、一者随意契約を回避し、競争性を確保した。 (企業局経営企画戦略課)	(その後の取組) 措置済み
26-27	⑤川口ダムゲート制御装置保守業務(委託契約)	制御装置など、以後に保守が必要となる設備を新たに設置あるいは交換などする場合には、その時点で設計製作者以外の業者も保守点検業務に参入できるような配慮をすべきである。 また、すでに設置してしまっている現在の制御装置についても、別の業者にて保守点検をすることが現実的に可能か否かを具体的に検討すべきである。仮にそれが困難であるとしても、契約金額が客観的に妥当で	平成27年3月に契約した川口ダムゲート制御装置取替工事では、契約後5年間の保守点検の評価を含めた一般競争入札を行い、保守点検に要する費用及び点検の工夫に関する技術提案を工事入札時点で提出させ、工事に関する評価と併せ、保守点検の契約金額の妥当性及び技術提案の内容をトータルで評価した業者と契約した。 (企業局電力課)	(その後の取組)

		あることを裏付けるような方策を具体的に検討すべきである。(意見)	<p><参考：平成26年9月19日公表分> 平成27年度に更新を予定している川口ダムゲート制御装置などの新設、交換時には、設計製作者以外の者が保守点検に参入できるような具体的な方策を検討する。 また、設置済の制御装置の保守点検については、平成26年度から入札方式により実施する。 (企業局電力課)</p>	措置済み
27-28	⑥追立ダム取水口監視業務(委託契約)	追立ダム取水口監視業務については、価格競争の働かない一者随意契約は経済合理性の観点から回避すべきで、本業務においても入札あるいは見積合わせ契約により契約を締結すべきである。(指摘)	<p>平成27年度は、平成27年4月2日に入札を行った。今後、より競争原理が働くこととなる方式を実施していく。 (企業局経営企画戦略課・総合管理事務所)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成26年9月19日公表分> 追立ダム取水口監視業務は、出水により取水口スクリーンを塞ぐゴミ・枝葉を除去する業務となっており、平成26年6月2日に入札を行った。 (企業局経営企画戦略課・総合管理事務所)</p>	(その後の取組) 措置済み
31-38	7 地域振興事業・水源かん養事業	企業局は、地域振興事業あるいは水源かん養事業の実施にあたって、事業の具体的な必要性、継続性、事業あるいは補助対象事業における支出の具体的な必要性、支出額抑制の可能性などを十分に検討し、経済合理性を意識して、効率的な事業の実施を心掛けるべきである。(意見)	<p>平成27年度は5月から8月にかけて事業審査委員会を実施し、外部有識者及び林業・河川・教育の関係部局の委員と、補助事業の継続性及び経済合理性のほか、水源地域における環境保全、県営電気事業や施設のPR、参加予定人数等による地域振興への貢献について総合的に評価するとともに、実施体制や補助対象経費の内容確認や精査を行い、事業の効率的・効果的な運営に努めた。 (企業局経営企画戦略課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成26年9月19日公表分> 平成26年度からは、事業審査におけるチェック項目について、継続性及び経済合理性を増やしており、今後とも、知事部局や関係町と連携して、地域振興、水源かん養事業としての目的に沿って、具体的な必要性、継続性等に配慮しながら、補助対象経費の内容確認や精査を行い、事業の効率的・効果的な事業運営に努める。 (企業局経営企画戦略課)</p>	(その後の取組) 措置済み

II 工業用水道事業

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況

46-47	1 人件費の配分	<p>人件費については、事業ごとに合理的に区分した配分がなされるべきである。たとえば、複数の事業の事務を処理している職員については、執務時間に応じて配分する等の処理を行うべきである。(意見)</p>	<p>御意見のとおり、人件費の現負担割合が、業務従事状況の実態に応じているかどうか再確認し、適正な配分について確認を行った。</p> <p>平成28年度予算においては、客観的なデータとして、過去の人員配置をベースに、事業量の増減、営業形態、経営計画等を勘案して人員配分を行い、人件費予算を計上した。今後とも、適正な配賦基準に基づき、事業毎に合理的な配分を行う。</p> <p>(企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成26年9月19日公表分></p> <p>複数の事業にまたがる事務に係る人件費については、合理的な配賦基準に基づいて各事業に配賦する方法について検討中である。</p> <p>(企業局経営企画戦略課)</p>	検討中
47-49	2 退職給与引当金	<p>平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、退職給付引当金(現行の上記「退職給与引当金」と同じ)についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。新地方公営企業会計基準を忠実に遵守すれば、上記のような問題の大部分は改善されることになるものの、一部の問題についてはそうとも言い切れない。</p> <p>企業局においては、現在の会計処理に上記のような問題があることを認識し、同基準のみではカバーできない問題についても適切に対処し、適正な退職給付引当金を計上するべきである。(意見)</p>	<p>平成28年度予算においても、新会計基準に沿った退職給付引当金を計上した。</p> <p>(企業局経営企画戦略課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成26年9月19日公表分></p> <p>平成26年4月1日より新会計基準に沿った金額を計上した。このことにより、従前は事業によって異なっていた計上基準は同一の基準となった。</p> <p>なお、知事部局との人事交流に係る退職金支給負担額に関しては、平成26年1月7日に総務省から示された「公営企業会計に過去に所属した職員及び現在所属している職員について、期間按分を行うのが原則であるが、システム対応等の準備が整わない期間については、人員構成等に大きな違いがない場合は、合理的な見積もりとして、各職員についての期末要支給額の合計額として、現在所属している職員の、一般会計負担分を控除する前の期末要支給額を採用することも可能である」との見解に基づき、現在企業局に所属している職員の期末要支給額全額を企業局負担分として算定している。</p> <p>(企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み
49-50	3 修繕引当金	<p>平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、修繕引当金及び特別修繕引当金(現行では「修繕準備引当金」として総称されている)についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。</p> <p>新地方公営企業会計基準を遵守すれば上記の問題はおのずと解決されるものであるところ、企業局におい</p>	<p>平成28年度予算においても、新会計基準に沿った修繕引当金及び特別修繕引当金を計上した。</p> <p>(企業局経営企画戦略課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成26年9月19日公表分></p> <p>平成26年4月1日より新会計基準に沿った修繕引当金及</p>	措置済み

		ては現在の会計処理に問題があることを認識し、適正な修繕引当金、特別修繕引当金を計上すべきである。(意見)	び特別修繕引当金を計上した。このことにより、従前は事業によって異なっていた計上基準は同一の基準となった。(企業局経営企画戦略課)	
50-52	4 作業報告書	企業局は、報告書等の重要性を十分に意識し、加筆、訂正等記載方法について適式な方法、手続をとるよう徹底すべきである。また、報告書等については、統一的な整理、管理を心掛けるべきである。(指摘)	作業報告書の記載、整理、管理方法については、平成26年3月24日に定めた処理方針に基づき適切に処理されている。(企業局電力課・工務課) ＜参考：平成26年9月19日公表分＞ 報告書等の加筆、訂正等記載方法については適正な方法、手続きが徹底できるように、改善策として処理方針を定め、平成26年3月24日に企業局掲示板(Joruri)に掲示し、周知した。また、あわせて報告書等を是正した場合には、総合管理事務所の控えも同様の是正を行うとともに、年度毎、日付順に整理するなど、統一的な整理・管理を行うよう周知した。(企業局電力課・工務課)	(その後の取組) 措置済み
52-53	5 個別の契約について ①吉野川北岸工業用水道ガスタービン設備補修工事	本件のガスタービン発電機補修工事については、本来一般競争入札によって契約を締結するべきであり、それがどうしてもできないとしても相見積もりなどの次善の策を取るべきであった。(意見)	前回の工事以降に同様の工事はないが、同様の工事では、競争原理が働くよう、原則として入札方式を採用することとする。(企業局電力課) ＜参考：平成26年9月19日公表分＞ 今後は、競争原理が働くよう、原則として入札方式を採用することとする。(企業局電力課)	(その後の取組) 措置済み
53-54	②吉野川北岸工業用水道 管路復旧工事	競争入札が実施できないような緊急性があったか検証するために、過去の事実が検証できるよう作成した資料を統一的に整理、管理すべきである。(意見)	工業用水道管の漏水事故については、局内で情報共有を図るとともに過去の事実が検証できるよう、今後は工事書類と関連づけて統一的に管理を行うこととしている。平成27年度は漏水事故は発生していない。(企業局工務課) ＜参考：平成26年9月19日公表分＞ 工業用水道管の漏水事故については、局内で情報共有を図るとともに過去の事実が検証できるよう、今後は工事書類と関連づけて統一的に管理を行うこととする。(企業局工務課)	(その後の取組) 措置済み
54-56	③吉野川北岸工業用	本件業務委託についても、経済合理性の観点から、	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号におい	(その後の取組)

	水道 事業用地除草業務（委託契約） 阿南工業用水道事業用地除草業務（委託契約）	見積もり合わせ随意契約若しくは競争入札による契約締結がなされるべきである。 特に、本件業務委託のように長期にわたって同一の相手と一者随意契約を締結することは、できる限り避けるべきである。（指摘）	て、福祉施設等（シルバー人材センターを含む）から物品等の調達を受ける場合については、より一層競争性を確保するため、平成26年度からは、複数の福祉施設等から見積書を徴し、見積もり合わせによる随意契約を行ったところであり、平成27年度においても同様に競争性を確保した。 （企業局経営企画戦略課）	
			<参考：平成26年9月19日公表分> 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号において、福祉施設等（シルバー人材センターを含む）から物品等の調達を受ける場合については、より一層競争性を確保するため、平成26年度からは、複数の福祉施設等から見積書を徴し、見積もり合わせによる随意契約を行った。 （企業局経営企画戦略課）	措置済み
56-57	④阿南工業用水道防潮遮水壁補修業務（委託契約）	本件業務委託については、経済合理性の観点から、あるいは客観的な公正性を確保する観点から、相見積もりあるいは競争入札による契約締結がなされるべきであった。（指摘）	平成27年には、実施していないが、今後も、同様の契約では、平成26年度同様、競争原理が働くこととなるよう対応していく。 （企業局工務課）	（その後の取組）
			<参考：平成26年9月19日公表分> 平成26年5月26日に6者見積もりにより契約を締結し、競争性を確保した。 （企業局工務課）	措置済み
57-58	⑤吉野川北岸工業用水道泥土処理業務	本件業務委託については、経済合理性の観点から、競争入札による契約締結がなされるべきである。（意見）	平成26年度から入札方式による契約に改め、今後も、同様の契約では、平成26年度同様、競争原理が働くこととなるよう対応していく。 （企業局経営企画戦略課）	（その後の取組）
			<参考：平成26年9月19日公表分> 平成26年度から入札方式により契約した。 （企業局経営企画戦略課・総合管理事務所）	措置済み
58-59	⑥吉野川北岸工業用水道取水口監視業務（委託契約）	本件業務委託についても、経済合理性の観点から、競争入札による契約締結、あるいは相見積もりによる契約締結がなされるべきである。 そして、本業務の履行状況については、もっと具体的な報告の提出を求めるなど、実質的な確認ができるように検討すべきである。（指摘）	平成27年度についても、委託を取り止め、職員が実施した。次年度以降についても、同様に職員が行う予定である。 （企業局経営企画戦略課・総合管理事務所）	（その後の取組）
			<参考：平成26年9月19日公表分> 平成26年度は、委託を取り止め、受託者が実施していた業務は次により対応することとした。 ①毎日1回以上の取水口付近の巡視、河川の濁り状況	措置済み

			<p>→平成26年度は、暫定的に職員が実施する。 →次年度以降については、さらなる監視の方法について検討する。</p> <p>②取水口の除じん作業 →職員が点検時等に実施する。 (企業局経営企画戦略課・総合管理事務所)</p>	
59-61	⑦浄化槽の清掃及び保守点検業務（委託契約）	<p>随意契約を締結するにあたり、相見積もり金額を依頼する業者があまりに少なくなっている状況に鑑み、事業を実施しうる業者数が増えるように各自治体と協議し、あるいはその他具体的な対応を検討すべきである。(意見)</p>	<p>①吉野川北岸工業用水道取水場 平成27年度において業務委託可能な全事業者である5者を対象として見積合わせを行い、2者から見積書の提出があり1者随意契約を回避の上、契約を実施した。</p> <p>②吉野川北岸工業用水道浄水場 平成27年度において業務委託可能な全事業者である2者を対象として見積合わせを行い、2者から見積書の提出があり1者随意契約を回避の上、契約を実施した。</p> <p>③阿南工業用水道 平成27年度において業務委託可能な全事業者である3者を対象として見積合わせを行い、2者から見積書の提出があり1者随意契約を回避の上、契約を実施した。</p> <p>④阿南公舎 平成27年度において業務委託可能な全事業者である3者を対象として見積合わせを行い、2者から見積書の提出があり1者随意契約を回避の上、随意契約を実施した。 (企業局経営企画戦略課)</p>	(その後の取組)
			<p>-----</p> <p><参考：平成26年9月19日公表分></p> <p>①吉野川北岸工業用水道取水場 業務委託可能な5者を対象として見積合わせを行い、2者から見積書の提出があった。</p> <p>②吉野川北岸工業用水道浄水場 業務委託可能な2者を対象として見積合わせを行い、2者から見積書の提出があった。</p> <p>③阿南工業用水道 業務委託可能な3者を対象として見積合わせを行い、2者から見積書の提出があった。</p> <p>④阿南公舎 業務委託可能な3者を対象として見積合わせを行い、2者から見積書の提出があった。 (企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み
61-62	⑧吉野川北岸工業用水道 取水口堆積土	<p>指名競争入札で、十分な競争を確保できないと想定される場合には、地域性にこだわらずにその周辺他地</p>	<p>今回の意見を受け、地区割りについて業者が不足する場合は、近隣地区等から指名できるよう、企業局における「建設</p>	(その後の取組)

	<p>砂除去業務（委託契約）</p>	<p>域にある事業者も対象にして指名競争入札を実施すべきである。特に本件では、指名業者の範囲を地域的に限定しすぎていると思われるところ、指名業者の対象範囲の見直しをする必要がある。</p> <p>また、入札の実施時期については、 unnecessary 費用が発生することがないように適切な時期に実施すべきである。（意見）</p>	<p>工事指名の手引き」の改定を平成27年6月に行った。</p> <p>また、入札の実施時期については、 unnecessary 費用が発生することがないように、関係団体等と十分に調整等を行い、魚の産卵期への影響や工業用水の断水が生じることなどがないよう、適切な時期に工事を実施することとしている。</p> <p>平成27年度は、取水口の点検の結果、堆積土量が少なかつたため実施していない。</p> <p style="text-align: right;">（企業局工務課）</p>	
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>今回の意見を受け、地区割りについて業者が不足する場合は、近隣地区等から指名できるよう、企業局における「建設工事指名の手引き」の改定を平成27年6月に行った。</p> <p>また、入札の実施時期については、 unnecessary 費用が発生することがないように、関係団体等と十分に調整等を行い、魚の産卵期への影響や工業用水の断水が生じることなどがないよう、適切な時期に工事を実施することとした。</p> <p style="text-align: right;">（企業局工務課）</p>	措置済み
			<p><参考：平成26年9月19日公表分></p> <p>発注については、年度当初における土砂の堆積状況を確認し、除去の必要が生じた場合に実施する。</p> <p>当該箇所のように、河川区域内で、濁水期間内に工期が限られる場合は、その工期を勘案し第3四半期に入札手続きを行う。なお、平成26年度は、4月17日に取水口外部点検を実施した結果、堆積泥土量が少なかつたため実施しない。</p> <p>また、市場の動向を十分に把握し、最新の材料・労務単価を使用するとともに、標準の積算に加え、少額工事における現場条件を踏まえた工事価格の算定を実施する他、労働者不足や資機材の調達遅延にも配慮した工期の設定や現場代理人の配置要件の緩和など、入札参加しやすい環境を整え、十分な競争性が確保できるよう努める。</p> <p style="text-align: right;">（企業局工務課）</p>	検討中
62-65	<p>⑨吉野川北岸工業用水道 配水管路連結地質調査業務（委託契約）</p> <p>⑩吉野川北岸工業用水道 撫養川水管橋管路調査業務（委託</p>	<p>上記問題事例⑩においては、工事当時の交渉等の経過を記録した資料が残されておらず、また上記問題事例⑨では統一的に保管されていないために、当時の経過を事後的に検証することが困難になっている。よって、契約変更に関係する事実についてはきちんと記録し、かつ適切に保管しておくべきであった。</p> <p>また、追加業務によって企業局が費用負担をする事態はできる限り回避すべきであって、現地調査や事前</p>	<p>地元関係者と協議を行った内容を記録した業務報告書や徳島県設計業務共通仕様書に基づく変更指示書や工事打ち合わせ簿については、一連の書類として保管している。</p> <p>工事発注前には、これまで以上に現地調査や状況の確認に努めるとともに、現場条件や予期しない気象状況により、やむを得ず変更を生じた場合については、設計変更指示書により行っている。</p> <p>安全監視船については、平成27年度に安全監視船が必要</p>	(その後の取組)

	契約)	の入札条件の確認，業務中の指示などを慎重に行い，かつ追加業務の要請に対してはその要否をきちんと検討すべきであるが，企業局にはその意識が希薄である。特に，安全監視船の追加は必要性があったか否か判断とせず，地元関係団体の言いなりで追加したと評価されてもやむを得ない。(指摘)	な工事を1件発注しているが，現場状況により，必要性が明らかとなるよう資料整理を行っている。 (企業局工務課)	
			<p><参考：平成26年9月19日公表分></p> <p>地元関係者と協議を行った内容を記録した業務報告書や徳島県設計業務共通仕様書に基づく変更指示書や工事打ち合わせ簿については，一連の書類として保管した。</p> <p>工事発注前には，これまで以上に現地調査や状況の確認に努めるとともに，現場条件や予期しない気象状況により，やむを得ず変更を生じた場合については，設計変更指示書により行う。</p> <p>安全監視船については，現場状況により，その要否を十分に検討し，必要性が明らかとなるよう資料整理を行う。 (企業局工務課)</p>	措置済み
65-66	6 未売水	企業局は，新たな効果的な努力を試みることにより，新規の契約を締結し，あるいは契約水量を増加するなどして，速やかに未売水を解消すべきである。(意見)	<p>吉野川北岸及び阿南工業用水道ともに機会ある毎に受水企業の訪問や，工水管路沿線の企業訪問を行い，継続的に未売水解消に向けた取り組みを進めている。</p> <p>また，平成27年12月に受水企業向けアンケートを実施しており，一層の未売水解消に向けた取り組みを行った。</p> <p>なお，阿南工業用水道において，平成27年1月には100m³/日，同年12月には900m³/日増加することができた。 (企業局経営企画戦略課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成26年9月19日公表分></p> <p>機会ある毎に，受水企業等を訪問し，契約水量の増量要望や雑用水としての利用拡大などの取り組みを進めており，その結果，平成26年度には，阿南工業用水道の契約水量を2000m³/日増加することができた。今後も，より一層，未売水解消に向けた取り組みを進めていく。 (企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み

Ⅲ 土地造成事業

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
72-73	1 土地造成事業の独立採算制	電気事業や工業用水道事業に比べると事業規模が小さいため必要とされる人件費は少ないが，独立採算制	御意見のとおり，人件費の現負担割合が，業務従事状況の実態に応じているかどうか再確認し，適正な配分について確	措置済み

		の観点からは事業を行っている以上適正な人件費を配分のうえ計上すべきである。(意見)	<p>認を行った。 平成28年度予算においては、客観的なデータとして、過去の人員配置をベースに、事業量の増減、営業形態、経営計画等に加え、企業局所管の工業団地が、現在、一部賃貸であることを除き、全て分譲済みであることを勘案して人員配分を行った結果、1人未満となり、予算上、人員は自然数が単位のため計上するに至らなかった。今後とも、適正な配賦基準に基づき、事業毎に合理的な配分を行う。 (企業局経営企画戦略課)</p>	
			<p><参考：平成26年9月19日公表分> 複数の事業にまたがる事務に係る人件費については、合理的な配賦基準に基づいて各事業に配賦する方法について検討中である。 (企業局経営企画戦略課)</p>	検討中
81-82	5 代替地残地の問題	<p>代替地残地については、なお継続して処分することを検討すべきである。 阿南市柳島町の土地については、工業用水道事業への売却等、会計の独立性に適う処理を検討すべきである。(意見)</p>	<p>阿南市柳島町の土地については、平成27年3月31日付で、土地造成事業から工業用水道事業へ有償譲渡し、以後、工業用水道事業用地として使用している。 (企業局経営企画戦略課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成26年9月19日公表分> 土地の形状不良や土地の一部に地役権が設定されていること等から、直ちに処分することは困難な状況であるが、その処分に向けた対応を引き続き検討する。 阿南市柳島町の土地については、平成27年度を目途に工業用水道事業への売却を検討する。 (企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み

IV 駐車場事業

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
85-93	1 藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の指定管理者制度 ①各指摘・意見とそれに対する措置、同措置に対する意見	形式的な措置にとどまっていたり、措置の内容が不十分なものについては、指摘・意見の趣旨に沿った措置を講じるよう再検討すべきである。(意見)	<p>平成26年度に実施した指定管理者の募集、選定等に際して、選定委員には、応募団体の役員だけでなく、その他の利害関係者も選定できないように「徳島県企業局指定管理候補者選定委員会設置要綱」を改正するとともに、審査基準のより一層の合理性、公平性、公正性を確保するため、募集要項及び選定方法等について様々な角度から検討し、審査基準の配点を見直す等の改善を図った。 (企業局経営企画戦略課)</p>	(その後の取組)

			<p><参考：平成26年9月19日公表分> 平成26年度に実施の指定管理者の募集，選定等の際して，選定委員には，応募団体の役員だけでなく，その他の利害関係者も選定できないようにすることや審査基準のより一層の合理性，公平性，公正性の確保など，募集要項，選定方法等について様々な角度から検討し改善した。 (企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み
93-94	②指定管理者が発行するサービス券の取扱いについて	<p>サービス券の取扱いについては，不明確あるいは不適切な部分が見受けられる。管理期間終了後のサービス券の取扱いについて，指定管理者との間で早急に合意内容を確認する書面を交わすとともに，今後の募集にあたっては募集要項等でサービス券の取扱いを明記すべきである。(指摘)</p>	<p>外部監査人の指摘のとおり，現指定管理者との平成26年度の年度協定書において，指定管理期間終了時点で，現指定管理者が販売したサービス券のうち，未使用のサービス券がある場合は，当該サービス券の代金に相当する額を次の指定管理者に引き継ぐことを明記した。 また，平成26年度に実施した指定管理者の募集において，募集要項等に未使用サービス券の取扱いを明記した。 さらに，選定された指定管理者と締結する平成27～29年度の基本協定書においても管理期間中及び管理期間終了後のサービス券の取扱いを明記している。 (企業局経営企画戦略課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成26年9月19日公表分> 外部監査人の指摘のとおり，現指定管理者との平成26年度の年度協定書において，指定管理期間終了時点で，現指定管理者が販売したサービス券のうち，未使用のサービス券がある場合は，当該サービス券の代金に相当する額を次の指定管理者に引き継ぐことを明記した。 また，今回の指定管理者募集にあたっては，募集要項にサービス券の取扱いを明記する。 (企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み
94-95	③変動納付金について	<p>変動納付金の算定の基礎となる利用料金収入は，収入ベースではなく実際利用ベースとすべきである。 また，指定管理者に支払った補償金について，実態は利用料金収入と同一視できるものであるにもかかわらず変動納付金の対象となる利用料金収入としていないのは不当である。今後はこのようなことがないようにすべきである。(指摘)</p>	<p>外部監査人の指摘の主旨に沿って，変動納付金の算定の基礎となる利用料金収入は，収入ベースではなく実際利用ベースとすることとし，平成26年度の指定管理者募集にあたっては，募集要項に明記した。利用料金収入を実際利用ベースとすることにより，指定管理者に支払った補償金は，利用分が実際に利用された年度の利用料金収入となり，未利用分は翌年度に引き継いで，翌年度以降の利用された年度の利用料金収入となっていくため，すべての補償金が増加納付金算定の対象となる。 また，平成24年度の指定管理業務報告書について，利用料金収入は実際利用ベースとなるよう修正し，平成25及び</p>	(その後の取組)

			<p>26年度においても実際利用ベースで算定した結果、平成24年度から26年度において、変動納付金は発生しなかった。</p> <p>さらに、平成26年度に実施した指定管理者の募集要項等及び選定された指定管理者と締結する平成27～29年度の基本協定書において、変動納付金の算定の基礎となる利用料金収入は実際利用ベースとすることを明記した。</p> <p>(企業局経営企画戦略課)</p>	
			<p>＜参考：平成26年9月19日公表分＞</p> <p>外部監査人の指摘の主旨に沿って、変動納付金の算定の基礎となる利用料金収入は、収入ベースではなく実際利用ベースとすることとし、次回の指定管理者募集にあたっては、募集要項に明記する。利用料金収入を実際利用ベースとすることにより、指定管理者に支払った補償金は、利用分が実際に利用された年度の利用料金収入となり、未利用分は翌年度に引き継いで、翌年度以降の利用された年度の利用料金収入となっていくため、すべての補償金の変動納付金算定の対象となる。</p> <p>また、平成24年度の指定管理業務報告書について、利用料金収入は実際利用ベースとなるよう修正させる。</p> <p>平成25年度以降の指定管理業務報告書はこの方式によるものとする。</p> <p>その結果、平成24年度及び25年度の変動納付金は発生しなかった。</p> <p>(企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み
95-96	<p>2 駐車場事業の独立採算制</p> <p>①人件費の配分について</p>	<p>電気事業や工業用水道事業に比べると事業規模が小さいため必要とされる人件費は少ないが、独立採算制の観点からは事業を行っている以上適正な人件費を配分のうえ計上すべきである。(意見)</p>	<p>御意見のとおり、人件費の現負担割合が、業務従事状況の実態に応じているかどうか再確認し、適正な配分について確認を行った。</p> <p>平成28年度予算においては、客観的なデータとして、過去の人員配置をベースに、事業量の増減、営業形態、経営計画等に加え、駐車場の運営が指定管理制度を導入していることを勘案して人員配分を行った結果、1人未満となり、予算上、人員は自然数が単位のため計上するに至らなかった。今後とも、適正な配賦基準に基づき、事業毎に合理的な配分を行う。</p> <p>(企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み
			<p>＜参考：平成26年9月19日公表分＞</p> <p>複数の事業にまたがる事務に係る人件費については、合理的な配賦基準に基づいて各事業に配賦する方法について検討中である。</p>	検討中

V 各事業に共通する問題

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
101	②単価契約（ガソリン）	ガソリン給油については、直ちに企業局自らが単価契約を締結するべきである。 ガソリン給油の契約締結においては、入札の実施を検討すべきである。（指摘）	平成26年度からガソリン給油について企業局として単価契約を導入するとともに、庁舎からの距離等の条件により見積業者を選定して、原則見積合わせにより契約を締結した。 平成27年度においては県庁近郊（徳島市）では3者から見積を取り、勝浦発電所近郊（勝浦町）及び川口ダム近郊（那賀町）では業者が複数存在しないため、それぞれ1者から見積を取った。 (企業局経営企画戦略課)	(その後の取組)
			<p><参考：平成26年9月19日公表分> 平成26年度からガソリン給油について企業局として単価契約を導入するとともに、庁舎からの距離等の条件により見積業者を選定して、原則見積合わせにより契約を締結した。 県庁近郊（徳島市）では5者から見積を取り、勝浦発電所近郊（勝浦町）及び川口ダム近郊（那賀町）では業者が複数存在しないため、それぞれ1者から見積を取った。 (企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み
101-102	③総合管理事務所一般廃棄物処理委託業務	平成11年度から今日まで同一業者と契約を締結する状態が継続している状況に鑑み、見積業者を選定する要件を変えるなど、契約のあり方を見直す時期に来ている。選定業者の要件を徳島県の「物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格者名簿」に登録されている徳島市内に所在する事業者に限定する必要はなく、もっとその範囲を広げることも考えられる。いずれにしても契約の方法を再検討すべきである。（意見）	平成24年度には5者、平成26年度には6者であった一般廃棄物処理の委託業務については、さらなる見積依頼業者の拡大を行って、平成27年度には8者とし、実質的な価格競争の確保を図った。 (企業局経営企画戦略課)	(その後の取組)
			<p><参考：平成26年9月19日公表分> 平成26年度の一般廃棄物処理の委託業務については、見積依頼業者の拡大を行って、平成24年度には5者であった見積書提出者が6者となり、実質的な価格競争の確保を図った。 (企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み
104-105	⑥総合管理事務所清掃及び環境衛生管理業務	平成11年度から今日まで同一業者と契約を締結する状態が継続している状況に鑑み、指名業者を選定する要件を変えるなど、契約のあり方を見直す時期に来	より競争性を確保するため、平成26年度から選定要件の拡大を行うとともに、東部県域としていた地理的要因を県内全域に広げ、16者による指名競争入札を実施したところで	(その後の取組)

		<p>ている。総合管理事務所は徳島市中心部に位置しており、徳島県内いずれの場所からも比較的交通の便が良いことからすれば、指名選定業者の地理的要件を広げること考えられる。いずれにしても契約の方法を再検討すべきである。(意見)</p>	<p>あるが、平成27年度も引き続き16者による指名競争入札を実施した。 (企業局経営企画戦略課)</p>	
			<p>＜参考：平成26年9月19日公表分＞ より競争性を確保するため、平成24年度は12者で指名競争入札を行ったところであるが、平成26年度は選定要件の拡大を行うとともに、東部県域としていた地理的要因を県内全域に広げ、16者による指名競争入札を実施した。 (企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み
107-108	②測量、建設コンサルタント業務等の入札方式	<p>測量、建設コンサルタント業務についても、1000万円以上の業務については一般競争入札により執行するようにすべきである。(指摘)</p>	<p>請負対象額が1000万円以上の業務について、一般競争入札を平成26年度に3件、平成27年度に4件執行した。 (企業局経営企画戦略課・電力課・工務課)</p>	(その後の取組)
			<p>＜参考：平成26年9月19日公表分＞ 請負対象額が1000万円以上の業務について、一般競争入札を平成26年5月に2件執行した。 (企業局経営企画戦略課・電力課・工務課)</p>	措置済み
110-111	3 財産管理 ①公舎	<p>使用していない公舎、必要性が低い公舎については、できるだけ速やかに処分すべきである。 直ちに処分することが困難な事情がある公舎についても、具体的な処分の検討を進めていくべきである。(意見)</p>	<p>平成27年3月に具体的な処理方針を決定した。 老朽化により使用していない公舎や必要性が低い公舎については、できるだけ速やかに処分する。 那賀町に貸し付けている旧谷口公舎については、那賀町と協議を行った結果、平成27年度末で、県に返還された。県に返還後は、早期処分に向け売り払いに取り組む。 (企業局経営企画戦略課)</p>	(その後の取組)
			<p>＜参考：平成27年9月30日公表分＞ 平成27年3月に具体的な処理方針を決定した。 老朽化により使用していない公舎や必要性が低い公舎については、できるだけ速やかに処分する。 直ちに処分することができない困難な事情がある旧谷口公舎については、地元との協議を実施し、早期処分に向け取り組むこととする。 (企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み
			<p>＜参考：平成26年9月19日公表分＞ 老朽化等により使用していない公舎等については、平成26年度中に具体的な処分方針を検討する。 (企業局経営企画戦略課)</p>	検討中

111-113	②現物管理の状況	<p>現在の現物管理の手続を見直し、効率的な手続に改めるとともに、備品については実地照合の結果が会計上も反映されるようにすべきである。(意見)</p>	<p>現物管理の手続について、備品台帳及び貯蔵品台帳と表計算ソフトにより作成された物品の在庫表に照合符号をつけるなどの見直しを行い、事務の効率化を図った。</p> <p>また、平成27年度から、実地照合の結果により修正した物品の在庫表と固定資産台帳の照合を処理手順に加え、実地照合結果が会計に確実に反映するようにした。</p> <p>なお、会計処理については、会計システムに実地照合の結果を踏まえた「物品の棄却処分」を入力することにより、固定資産台帳に自動的に反映することとなっている。</p> <p>(企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成26年9月19日公表分></p> <p>表計算ソフトにより作成された物品の在庫表と備品購入状況を記載した手書台帳を統合し、効率的に財産管理できる方法を検討及び実施する。また、実施照合の結果を企業局の資産状況に適切に反映させる方法を検討する。</p> <p>(企業局経営企画戦略課)</p>	検討中
113-114	4 研修費	<p>研修については、そのすべてについて可否を具体的に検討をすべきである。</p> <p>研修の成果について、企業局自身が画一的に保管し、管理すべきである。(意見)</p>	<p>技術研修については、平成27年2月の労働安全衛生推進者会及び同年3月の総括労働安全衛生委員会において、研修の参加及び開催実績や有資格技術者確保の可否を検討し、スクラップ・アンド・ビルドを行い、平成27年度の研修計画に応じた研修実施を徹底した。</p> <p>復命書の保管方法については、保存期限である1年間は、研修報告書を個人で管理せず、各課(所)の決められた場所(キャビネット等)で、保存・管理するよう課内会議・所内会議等で、引き続き周知徹底を行った。</p> <p>(企業局経営企画戦略課・電力課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成26年9月19日公表分></p> <p>技術研修については、すべての研修について、総括労働安全衛生委員会及び労働安全衛生推進者会で、研修内容及び職員に応じた可否を検討し、スクラップ・アンド・ビルドを行った。</p> <p>復命書の保存期限である1年間は、研修報告書を個人で管理せず、各課(所)の決められた場所(キャビネット等)で、保存・管理するよう課内会議・所内会議等で周知徹底した。</p> <p>(企業局経営企画戦略課・電力課)</p>	措置済み